

五霞町広報ごかの広告掲載に関する運用規程

○五霞町広報ごかの広告掲載に関する運用規程

平成19年3月30日
告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、五霞町有料広告取扱規則(平成19年五霞町規則第17号。以下「規則」という。)第5条の規定により、広報ごかの広告掲載について必要な事項を定める。

2 広報ごかの広告掲載については、規則に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第2条 規則第5条第1項に規定する広告掲載の位置、枠数、規格及び掲載料金は、次の表のとおりとする。

掲載位置	町長が指定した位置(表紙及び最終面を除く。)	
掲載枠数	5枠(全枠)	
規格	全枠(縦4.9cm×横17.8cm) 半枠(縦4.9cm×横8.9cm)	4色カラー刷り
掲載料金	全枠 20,000円 半枠 11,000円	1枠当たりの月額

2 前項の規定にかかわらず、広告を4月から翌年3月まで連続して掲載する場合は、掲載料から掲載料の10%を差し引いた金額に割引する。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、最長で12月とする。ただし、年度を超えることはできない。

(広告掲載の申込期限)

第4条 広告掲載の申込期限は、掲載を希望する広報ごかの発行日の属する月の前々月の5日(当該日が休日に当たるときはその翌日)とする。

(所管課)

第5条 広報ごかの有料広告の掲載に係る事務の所管課は、まちづくり戦略課とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第18—1号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第57号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第28号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第14号)

この告示は、令和6年3月1日から施行する。